

協働による雪対策で冬を乗り切りましょう!

市民・事業者・行政の

協働で暮らしやすい

雪国生活を



市が行う雪対策支援事業

実施期間 12月1日(日)~令和7年3月31日(月)

申請期限 11月29日(金)

問い合わせ・申請先 道路維持課(茜町2丁目、☎32-8555)



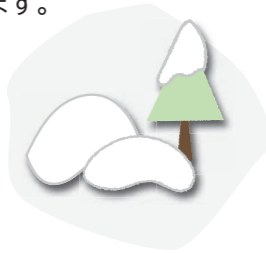
▲詳細はコチラ

01 空き地を雪置き場に活用しませんか 町会雪置き場事業

雪置き場不足に困る地域住民のために、空き地(◆)を雪置き場として無償で貸し出した場合、この土地に係る翌年度の固定資産税および都市計画税の3分の1以内を減免します。

※事前に町会と土地所有者が空き地の賃貸借契約を結ぶ必要があります。

(◆)…地目が宅地または雑種地で、面積がおおむね200㎡以上の空き地



03 小型除雪機を無償で貸し出します 小型除雪機町会等貸出事業

生活道路の除雪作業や高齢者等世帯の間口の雪寄せ処理を行う町会等に対して、小型除雪機(ハンドガイド)を貸し出します。

※台数に限りがあるため事前に問い合わせを。

申請に必要な書類

- 作業を行う場所がわかる地図
- 小型除雪機貸出要望書
- 貸出小型除雪機管理調査 など

05 融雪設備の貸付金に係る利子を補給します 融雪装置設置資金貸付制度

取り扱い金融機関等から貸し付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を補給します。

02 市の除雪で狭くなった道路の拡幅等を支援 地域除排雪活動支援事業

除雪機械や融雪設備を活用して、除雪で狭くなった生活道路の拡幅や排雪または融雪活動を行う町会等に対して、燃料費や電気料の一部を報償金として支給します。

支給対象

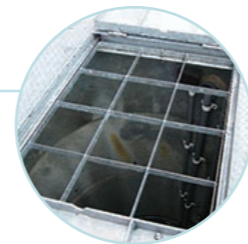
- 除排雪・融雪活動…町会(町会に準ずる団体も含む)
- 間口等融雪活動…町会が認めた除雪困難者の世帯を含む3戸以上で組織された団体

04 市が除排雪する道路以外の除雪を支援 町会等除雪報償金

市が除排雪を行う道路以外の、狭い生活道路の除雪を行う町会等に対して、事前に現地調査を実施の上、1メートルあたり230円の報償金を支給します(年1回限り)。

申請に必要な書類

- 作業を行う場所がわかる地図
- 要望書
- 町会等除雪報償金新規要望に関する調べ



※随時受け付け・実施/申請書を提出し、市からの支援対象者通知書を受領後、金融機関へ借り入れの申し込みを。

高齢になって重い雪を片づけるのが困難…

雪処理が大変…。そんな時はご活用を!

利き腕が動かしにくくなってきた…

社会福祉協議会の除雪支援事業

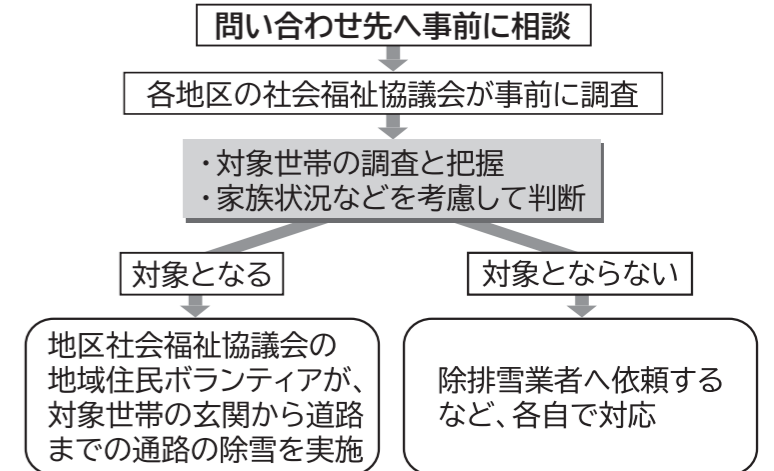
弘前市社会福祉協議会では地区社会福祉協議会と連携し、高齢や障がいなどで自ら除雪を行うのが困難な世帯を対象に、地域住民の助け合いによる「除雪支援事業(ボランティア除雪)」を行っています。

※対象世帯の玄関から道路までの通路確保の除雪に限ります/ボランティアの確保等によっては対応できない場合があります。

問い合わせ先

- 弘前地区…弘前市社会福祉協議会(宮園2丁目、☎33-1161)
- 岩木・相馬地区…弘前市社会福祉協議会岩木・相馬支部(賀田1丁目、☎82-2353)

▼事業の流れ



シルバー人材センターの除排雪

自宅の雪処理に困った場合は、シルバー人材センターに依頼することができます(有料)。※屋根の雪下ろしは行っていません/シルバー人材センターの会員が少ない地区など、依頼場所によっては対応できない場合があります。

受付時間 午前8時30分~午後5時15分

問い合わせ先 (公社)弘前市シルバー人材センター(南袋町、☎36-8828、土・日曜日と祝日のほか12月29日~翌年1月3日は休み)



ドカ雪で外に出られない! そんな緊急時には…

高齢者・障がい者などが対象



市では、高齢者や障がい者などが急な大雪で自宅から出られないなどの緊急時に対応するため、地区ごとに担当窓口を定めています。

※自力で玄関から道路等までの除雪作業をすることが日常的に困難で、経済的に余裕がない高齢者や障がい者などは、上記に記載の「社会福祉協議会の除雪支援事業」を活用してください。

問い合わせ先

- 弘前地区…高齢者=介護福祉課(市役所1階、☎40-7114) /障がいのある人=障がい福祉課(市役所1階、☎40-7036、40-7122)
- 岩木地区…岩木総合支所民生課(賀田1丁目、☎82-1628)
- 相馬地区…相馬総合支所民生課(五所字野沢、☎84-2113)

さいごに市からのお願い

市民の皆さんが暮らしやすい雪国生活を送るため、雪の取り組みを強化しています。しかし、行政の取り組みだけでは満足できる成果を上げることは難しく、市民や事業者の皆さんの協力が必要不可欠です。市民・事業者・行政が互いに役割を果たし、協力して暮らしやすい雪国生活を実現しましょう。

